

福岡広域都市計画地区計画の決定（篠栗町決定）

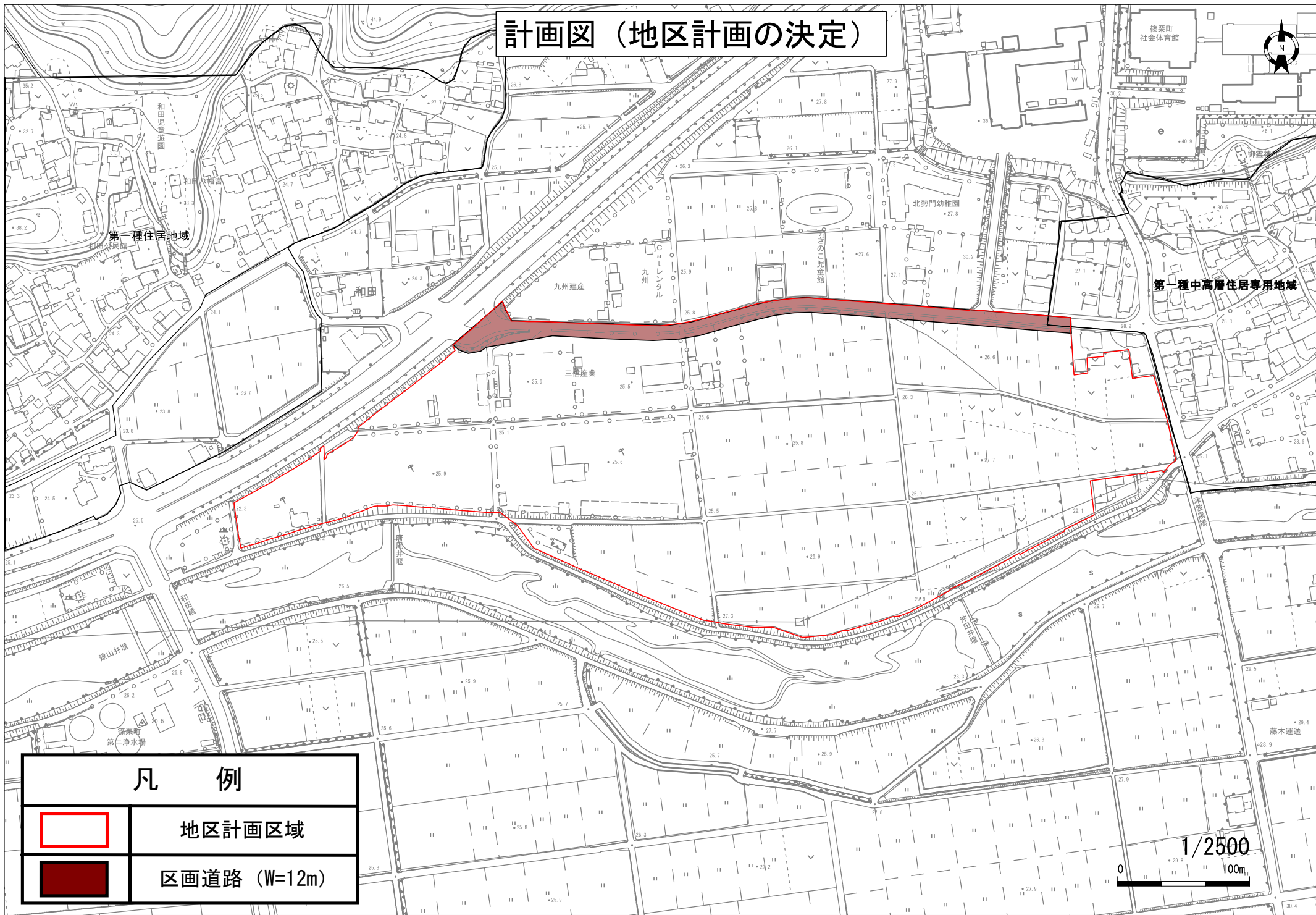
都市計画和田・津波黒地区地区計画を次のように決定する。

名称		和田・津波黒地区地区計画			
位置		篠栗町大字和田地内及び津波黒地内の各一部			
面積		約 11.4ha			
地区計画の目標		国道 201 号に接し、九州自動車道福岡 IC や福岡都市高速粕屋ランプ等に近接しているという広域交通ネットワーク交通利便性の高さを生かした産業業務地を形成し、環境負荷の少ない合理的な土地利用の増進を図るとともに、周辺環境や景観に配慮した秩序ある市街地の形成を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発 及び保全に関する 方針	土地利用の方針	国道 201 号沿道という交通利便性を生かし、流通業務施設等の土地利用を誘導するとともに、周辺地域を含めた環境の維持・保全に努める。			
	地区施設整備の方針	地区内に大型車両の通行に適した区画道路を整備する。また、歩道を整備することにより、歩車分離を図り、安全かつ効率的な道路の形成を図る。			
	建築物等の整備の方針	本地区計画の目標に適した産業業務地を形成するため、建築可能な用途の制限、高さの制限、壁面の位置の制限を定める。 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を行う。 区域内に設ける建築物は、多々良川沿いにおける家屋倒壊等氾濫想定区域を考慮した配置とする。			
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長
			区画道路	12m	約460m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（建築基準法（以下、「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (2) 倉庫 (3) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属するもの (6) 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設		
		建築物の高さの最高限度	25m		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観は、落ち着いたものとし、周辺の景観に配慮したものとする。		

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由 別紙のとおり

計画図（地区計画の決定）



凡 例



地区計画区域



区画道路 (W=12m)

1/2500

0 100m